

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1	
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認			
(根拠規定)				
医療法				
第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条第二項に規定する特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。				
一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。				
二 救急医療を提供する能力を有すること。				
三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。				
四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。				
五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。				
六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。				
2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。				
3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。 (平九法一二五・全改、平一一法一六〇・平一二法一四一・平一三法一五三・一部改正)				
第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項(第九号を除く。)に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。				
一 集中治療室				
二 診療に関する諸記録				
三 病院の管理及び運営に関する諸記録				
四 化学、細菌及び病理の検査施設				
五 病理解剖室				
六 研究室				
七 講義室				
八 図書室				
九 その他厚生労働省令で定める施設 (平九法一二五・全改、平一一法一六〇・平一二法一四一・一部改正)				

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(根拠規定) 続き					
<p>医療法施行規則</p> <p>第六条 法第四条第一項の規定により地域医療支援病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 名称</p> <p>三 所在の場所</p> <p>四 病床数</p> <p>五 法第二十二条第一号及び第四号から第八号までに掲げる施設及び第二十二条に掲げる施設の構造設備</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 他の病院又は診療所から紹介された患者(以下「紹介患者」という。)に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類</p> <p>二 当該病院において、共同利用(病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。)のための体制が整備されていることを証する書類</p> <p>三 救急医療を提供する能力を有することを証する書類</p> <p>四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類</p> <p>五 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類</p> <p>六 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類</p> <p>七 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類</p> <p>八 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類</p> <p>九 第九条の十九第一項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書 (昭三八厚令二〇・昭五四厚令四〇・平五厚令三・平一〇厚令三五・平一四厚労令一四・一部改正)</p> <p>第六条の二 法第四条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める数は二百とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。 (平一〇厚令三五・追加、平一二厚令一二七・平一三厚労令八・一部改正)</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(根拠規定) 続き					
医療法施行規則					
<p>第二十一条の五 法第二十二条第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。</p> <p>一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。</p> <p>二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とする。</p> <p>三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。</p> <p>(平一〇厚令三五・追加)</p> <p>第二十二条 法第二十二条第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室(医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第二十二条の四において同じ。)とする。</p> <p>(平一〇厚令三五・一部改正)</p> <p>第二十二条の四 法第二十二条の二第六号の規定による施設は、無菌状態の維持された病室及び医薬品情報管理室とする。</p> <p>(平五厚令三・追加、平一〇厚令三五・一部改正)</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準)					
<p>医療法に係る許認可等の事務処理基準（平成12年4月1日保第793号各保健所長あて保健福祉部長通知）</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）、同法施行令（昭和23年政令第326号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定による許認可等の事務処理にあたっては、厚生省関係通達及び通知（疑義照会通知を含む）を処理基準とする。</p> <p>なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p>					
(参考)					
<p>医療法の一部改正について(平成九年一月二六日 発健政第二三二号 各都道府県知事あて厚生事務次官通知)</p> <p>三 地域医療支援病院</p> <p>医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、今後、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。このような観点に立って、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、地域医療支援病院の制度が設けられ、次の事項が規定されたこと。</p> <p>(一) 国、都道府県、市町村、五の(一)のイの特別医療法人等が開設する病院であって、地域医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとする。</p> <p>ア 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>イ 救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>ウ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>エ 厚生省令で定める病床数以上の収容施設を有すること。</p> <p>オ (六)に掲げる施設を有すること。</p> <p>(二) 都道府県知事は、地域医療支援病院を承認しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>(三) 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならないこと。</p> <p>(四) 地域医療支援病院の開設者は、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準) 続き					
<p>(五) 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならないこと。</p> <p>ア 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。</p> <p>イ 救急医療を提供すること。</p> <p>ウ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。</p> <p>エ 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録等のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。</p> <p>オ 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。</p> <p>(六) 地域医療支援病院は、厚生省令の定めるところにより、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録等を有すること。</p> <p>(七) 都道府県知事は、地域医療支援病院が(一)に掲げる地域医療支援病院の承認要件を欠くに至ったとき、(四)若しくは(五)に違反するとき、又は構造設備の修繕命令等に違反したときは、その承認を取り消すことができること。</p> <p>(八) 総合病院に関する規定を廃止すること。</p>					
<p>医療法の一部を改正する法律の施行について(平成一〇年五月一九日 健政発第六三九号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)</p>					
<p>第二 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>一 趣旨</p> <p>地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。</p> <p>二 承認手続</p> <p>(一) 地域医療支援病院の承認を受けようとする者は、新省令第六条第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出するものであること。</p> <p>なおその際の承認申請書及び添付書類の様式例は別添のとおりであるので各都道府県における承認業務の参考とされたいこと。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準) 続き					
<p>(二) 地域医療支援病院を開設することができる者は、新法第四条に規定する国、都道府県、市町村、特別医療法人のほか、公的医療機関(新法第七条の二第一項各号に掲げる者(都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。)、医療法人(特別医療法人を除く。)、民法(明治二九年法律第八九号)第四条の規定に基づき設立された法人、私立学校法(昭和二四年法律第二七〇号)第三条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和四六年法律第四五号)第二十二条に規定する社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又は次の及びのいずれにも該当し、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者(平成五年七月二八日健医発第八二五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院又は平成十三年八月三日健発第八六五号厚生労働省健康局長通知「地域がん診療拠点病院の整備について」による地域がん診療拠点病院であること、健康保険法(大正一一年法律第七号)第六十三条第三項第一号の規定又は同法第八十六条第一項第一号の承認を受けていること)とされたこと。(厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者(平成一〇年厚生省告示第一〇五号))</p> <p>三 承認に当たっての留意事項</p> <p>承認に当たり、新省令第六条に掲げる申請書及び添付書類に基づき、新法第四条第一項各号に規定する要件を満たしていることを確認するに際しては、特に以下の点に留意すること。</p> <p>なお、新省令第六条第二項第七号に規定する書類については、新省令第九条の一八の規定により診療に関する諸記録が閲覧に供することができる書類とされていないため、当面、添付を省略する取扱いとするものであること。</p> <p>(一) 紹介患者に対する医療提供(新法第四条第一項第一号関係)</p> <p>新法第四条第一項第一号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨であること。</p> <p>ア) 次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。)が80%を上回っていること</p> $\text{地域医療支援病院紹介率} = ((\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}) / \text{初診患者の数}) \times 100$ <p>イ) 地域医療支援病院紹介率が60%を上回り、かつ、次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院逆紹介率」という。)が30%を上回ること</p> $\text{地域医療支援病院逆紹介率} = (\text{逆紹介患者の数} / \text{初診患者の数}) \times 100$ <p>ウ) 地域医療支援病院紹介率が40%を上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が60%を上回ること</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準) 続き					
<p>前記の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「救急患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数をいうものであること。</p> <p>「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)</p> <p>「救急患者の数」：緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数(初診の患者に限る。以下同じ。)</p> <p>「初診患者の数」：初診患者の総数(当該地域医療支援病院が新法第三〇条の三に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した救急患者の数(初診の患者に限る。また、緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く。)を除く。)</p> <p>「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数</p> <p>前記において「初診患者」とは、診療報酬点数表において初診時基本診療料若しくは紹介患者初診時基本診療料又は初診料若しくは紹介患者初診料を算定することができる患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p> <p>前記において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p> <p>前記において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。</p> <p>前記のイ)に関して、地域医療支援病院紹介率が60%以上であるがイ)の要件に該当しない場合であっても、承認後二年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。</p> <p>なお、この場合において、承認後、二年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、一年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後三年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準) 続き					
<p>地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第十六条の二第七号及び新省令第九条の一九第一項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を審議させること。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとされたいこと。</p> <p>(二) 共同利用の実施(新法第四条第一項第一号関係)</p> <p>新法第四条第一項第一号に規定する「当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること」とは、</p> <p>ア) 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。</p> <p>イ) 共同利用を行おうとする当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(以下「利用医師等登録制度」という。)を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。</p> <p>ウ) 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、新省令第九条の一六第一号口及びハに規定する登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。</p> <p>エ) 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。</p> <p>をいうものであること。</p> <p>(三) 救急医療の提供(新法第四条第一項第二号関係)</p> <p>新法第四条第一項第二号に規定する「救急医療を提供する能力を有すること」とは、</p> <p>ア) 二四時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</p> <p>なお、特定の診療科において二四時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。</p> <p>イ) 入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、二四時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>ウ) 救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。</p> <p>をいうものであること。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 1
法令名	医療法	根拠条項	4 - 1		
許認可等	地域医療支援病院の名称の承認				
(許認可等の基準) 続き					
<p>(四) 地域の医療従事者に対する研修の実施(新法第四条第一項第三号関係)</p> <p>新法第四条第一項第三号に規定する「地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること」とは、</p> <p>ア) 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医師等を含めた症例検討会 ・医学・医療に関する講習会 <p>イ) 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。</p> <p>ウ) 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。</p> <p>エ) 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>をいうものであること。</p> <p>(五) 病床規模(新法第四条第一項第四号関係)</p> <p>新法第四条第一項第四号に規定する「厚生省令で定める数」とは、新省令第六条の二に規定するとおり、原則二〇〇床であること。その場合において、病床の種別は問わないものであること。</p> <p>また、新省令第六条の二に規定する「都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めたとき」とは、他の承認要件を満たしていることを前提として、当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、地域医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合。</p> <p>精神科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認めた場合。</p> <p>を念頭においているものであること。</p> <p>(六)その他</p> <p>承認に当たっては、新省令第六条第二項第九号に掲げる委員就任承諾書及び履歴書に基づき、新省令第九条の一九第一項に規定する委員会の構成が適切なものであることを確認すること。</p> <p>承認に当たっては、新法第四条第二項に基づきあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には、当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実状を踏まえて審議が行われるよう留意すること。</p> <p>申請を却下する場合には、却下の理由を文書により申請者に対し明らかにするよう努めること。</p> <p>新たに地域医療支援病院の承認を行った場合には、厚生労働省あて情報提供されたいこと。</p>					